

千葉市公告第788号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による下記店舗についての届出に関し、同法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、同法第8条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年12月7日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 京成千葉地区ショッピングセンター
所在地 千葉市中央区本千葉町15番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 京成電鉄株式会社
取締役社長 小林敏也
住 所 千葉縣市川市八幡三丁目3番1号
名 称 株式会社千葉ショッピングセンター
代表取締役 宍倉輝雄
住 所 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
- 3 意見書の数
2件
- 4 意見の概要
交通関係の要望
- 5 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
- 6 縦覧期間及び時間
(1) 縦覧期間
令和2年12月7日から令和3年1月7日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
(2) 時間
午前9時から午後5時15分まで